

板橋区障がい児介護給付費等支給決定基準を定める要綱

(平成18年9月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障がい児（以下「児童」という。）の介護給付費及び特例介護給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給決定に必要な事項を定めることにより、介護給付費等の支給量の決定を適切かつ公平に行うことを目的とする。

(対象となるサービス及び対象児童)

第2条 この要綱により介護給付費等の支給決定基準を定める児童に対する障がい福祉サービス及び支給対象者は、児童の保護者が当該児童を介護することができないと認められる場合であって、次の各号に定めるものとする。

(1) 居宅介護、児童デイサービス、短期入所

別表1に定める5領域10項目の調査により、1項目以上該当がある児童

(2) 行動援護

知的障がい及び精神障がいにより行動上著しい困難を有する児童であって、常時介護を要する児童のうち、別表2に定める12項目の合計点数が8点以上である児童

(3) 重度訪問介護

15歳以上で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第63条の2又は第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、区長に通知した児童

(4) 重度障害者等包括支援

障害程度区分を認定する際に行う調査により、板橋区障がい者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）が重度障害者等包括支援の対象と認めた児童

(5) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する児童であって、同行援護アセスメント票（別表3）の項目中「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の児童

(支給決定基準)

第3条 介護給付費等の支給決定は、次の各号に定める事項を勘案して行うものとする。

(1) 当該児童の介護を行う者の状況

(2) 当該児童及び家族の状況

(3) 当該児童の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向

(標準支給時間)

第4条 介護給付費等に係る支給量は、前条に定める事項を勘案して、別表4

に定める時間を限度として決定する。

- 2 前項の時間には、第2条各号のサービスのほか、移動支援として支給決定された時間を含むものとする。

(加算基準)

第5条 第3条に定める勘案事項等により、当該児童が必要とする介護給付費等の支給量が前条の支給時間を超える場合は、次の各号に定める時間を限度として前条の支給時間に加算することができる。この場合において、各号の加算時間を合算して加算することができる。

- (1) 当該児童の介護者（事業者を除く。）、当該児童及び同居の家族（介護者を除く。）の疾病等の場合は、別表5に定める時間を加算することができる。
- (2) 当該児童の介護者（事業者を除く。）が一人親で就労している場合は、別表6に定める時間を加算することができる。
- (3) 一時的に当該児童の介護に欠ける場合は、別表7に定める時間を加算することができる。

(基準を超える支給の決定)

第6条 介護給付費等の支給がこの要綱によりがたい場合は、板橋区介護給付費等サービス調整会議の意見を参考にして、支給量を決定する。この場合、板橋区障がい者介護給付費等審査会の意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支給決定に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

障がい児の調査項目（５領域１０項目）

別表 1

	領 域	項 目	判 断 基 準
①	食事	・ 全介助 ・ 一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・ 全介助 ・ 一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・ 全介助 ・ 一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・ 全介助 ・ 一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障がい 及び精神症状	・ ある ・ ときどきある	ほぼ毎日ある。 週１・２回程度以上ある。 （１）強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 （２）睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 （３）自分を叩いたり傷つけたり他人をたたいたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 （４）気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 （５）再三の手洗いや繰返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 （６）他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

行動援護の判定基準票（１２項目）

別表２

行動関連項目	０点			１点		２点	
コミュニケーション	日常生活に問題ない			特定の者	会話以外の方法	独自の 方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
突発的な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に１回以上	週１回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週５日以上）の支援が必要	
てんかん	年１回以上			月に１回以上		週１回以上	

同行支援のアセスメント票

別表 3

No	調査項目		0 点	1 点		2 点		特記事項	備考
1	視力障害	視力(6-1)	普通（日常生活に支障がない）	約 1m 離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とすること（視力確認表は下図）
2	視野障害	視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上（身体障害者手帳 3 級に相当）		両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95%以上（身体障害者手帳 2 級に相当）		視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲症等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力、視野に上記問題がなく、夜盲症等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による意思意見書を添付	人為的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害	盲人安全つえ（または盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人為的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

（視力確認表：A4版）



別表 4

1	介護者に疾病、障がい、高齢、就労、出産（出産日の前後16週まで）、虐待、ネグレクトがある場合	月 3 6 時間
2	介護者が就労している場合	月 1 8 時間
3	当該児童等が、次に掲げる状態の場合 1 当該児童の身体状況により、保護者だけでは介護できない 2 当該児童が多動等のため、保護者だけでは介護できない。 3 他の児童（0歳から3歳まで）の保育のため保護者だけでは介護できない。 4 同居の家族に障害や疾病がある。	月 2 6 時間

別表 5

介護者が別表 2 の 1 若しくは別表 2 の 2 に該当し、かつ、当該児童又は同居の家族が別表 2 の 3 に該当する場合	月 8 時間
--	--------

別表 6

介護者が一人親で就労している場合	月 8 時間
------------------	--------

別表 7

一時的に介護に欠ける場合	1 当該児童や同居家族の学校行事等で外出する場合	月 1 回 1 回 2 時間
	2 冠婚葬祭等で外出する場合	月 1 回 1 回 2 時間
	3 介護者の休養の場合	週 1 回 1 回 1 時間
	4 当該児童が長期休暇の場合	週 5 時間